## 令和6年度

# 矢 板 市 予 算 書

矢 板 市

## 令和6年度矢板市予算目次

1.	一般会計予算	1
2.	介護保険特別会計予算	9
3.	国民健康保険特別会計予算	13
4.	後期高齢者医療特別会計予算	17
5.	ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	19
6.	水道事業会計予算	21
7.	下水道事業会計予算	25

一 般 会 計

#### 議案第1号

#### 令和6年度矢板市一般会計予算

令和6年度矢板市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,462,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費 の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月22日提出

### 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1市 税		4, 391, 939
	1市 民 税	1, 610, 568
	2固 定 資 産 税	2, 259, 269
	3軽 自 動 車 税	114, 922
	4市 た ば こ 税	238, 643
	5入 湯 税	900
	6都 市 計 画 税	167, 637
2地 方 譲 与 税		173, 000
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	33,000
	2自動車重量譲与税	100, 000
	3森林環境讓与稅	40, 000
3利 子 割 交 付 金		700
	1利 子 割 交 付 金	700
4配 当 割 交 付 金		24, 000
	1配 当 割 交 付 金	24, 000
5株式等譲渡所得割交付金		16, 000
	1株式等譲渡所得割交付金	16, 000
6法 人 事 業 税 交 付 金		70, 000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	70, 000
7地 方 消 費 税 交 付 金		789, 000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	789, 000
8ゴルフ場利用税交付金		30, 000
	1ゴルフ場利用税交付金	30, 000
9環境性能割交付金		10, 000
	1環境性能割交付金	10,000
10 地 方 特 例 交 付 金		168, 000
	1地 方 特 例 交 付 金	165, 000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減	3, 000
	収 補 塡 特 別 交 付 金	
11 地 方 交 付 税		2, 708, 000
	1地 方 交 付 税	2, 708, 000
12 交通安全対策特別交付金		4,000
	1交通安全対策特別交付金	4, 000

			款								]	 頁					額
13 分	担	金	及	び	負	担	金										56, 379
								1 🖠	į			担			金		56, 379
14 使	用	料	及	び	手	数	料										175, 403
								1 仮	Ę			用			料		90, 099
								2	<u>.</u>			数			料		85, 304
15 国		庫	<u> </u>	 乞	出		金									2, 2	265, 417
								1 🗏	3	庫	:	負	4	担	金	1, 5	583, 234
								2 🗵	<u> </u>	庫	:	補	Į	助	金	(	670, 639
								3 💈	É			託			金		11, 544
16 県		支			出		金									1, 1	107, 487
								1 県	Í		負		担		金	,	702, 851
							,	2	Í		補		助		金		325, 632
								3 💈	Ė			託			金		79, 004
17 財		産			収		入										78, 937
								1 貝	ł	産	運		用	収	入		11, 270
								2 貝	ł	産	売		払	収	入		67, 667
18 寄			ß	付			金										50,001
								1 智	ŕ			附			金		50,001
19 繰			Ī	Į.			金									į	580, 990
								1 基	ţ	金		繰	-	入	金	į	580, 990
20 繰			走	或			金									4	250, 000
								1 紀	Ř			越			金	6	250, 000
21 諸			Ц	又			入									2	179, 447
								1 页	6 滞	5金、	、加	算	金及	び 過	料		3, 501
								2 百	<u>1</u>	預	i	金		fl)	子		17
								3 賃	Ť	付	金	元	利	収	入	6	266, 000
								4 杂	É						入		209, 929
22 市							債									1,0	33, 300
								1 市	<u>1</u>						債	1,0	33, 300
			歳			入			合			計			_	14,	162,000

歳 出 (単位:千円)

	款					項					金額
1 議	会	費									157, 423
			1 議			会				費	157, 423
2 総	務	費									1, 581, 337
			1 総	務		管	3	理		費	1, 172, 409
			2 徴			税				費	196, 936
			3 戸	籍住	民	基	本	台	帳	費	113, 666
			4選			挙				費	50, 931
			5 統	計		調	-	査		費	27, 934
			6 監	查		委	ļ	員		費	19, 461
3 民	生	費									5, 030, 684
			1 社	会	•	福	1	扯		費	2, 798, 861
			2 児	童		福	1	祉		費	1, 834, 831
			3 生	活	Ī	保	Ī	護		費	396, 991
			4 災	售		救	ļ	助		費	1
4 衛	生	費									1, 058, 378
		,	1 保	健		衛	-	生		費	620, 469
			2 清			掃				費	437, 909
5 労	働	費									1,756
			1 労		働		諸			費	1,756
6 農	林 水 産	業費									549, 891
			1 農			業				費	456, 832
			2 林			業				費	93, 059
7 商	工	費									443, 131
			1 商			工				費	443, 131
8 土	木	費									1, 849, 312
			1 土	木		管	]	理		費	87, 555
			2 道	路	橋	り	よ	-	5	費	1, 133, 850
			3 河			Ш				費	26, 300
			4都	市		計	Ī	画		費	548, 056
			5 住			宅				費	53, 551
9消	防	費									546, 305
			1 消			防				費	546, 305
10 教	育	費									1, 983, 624

	į	款							項				金		額
					1	教	<b>7</b>	育	総	Ž	务	費		332,	, 941
					2	小		学		校		費		623,	, 085
					3	中		学		校		費		383,	, 928
					4	社	Ź	È	教	7	育	費		361,	, 011
					5	保	俊	建	体	7	育	費		282,	, 659
11 災	害	復	旧	費											6
					1	農	林 水	産旅	<b>起</b> 設	災害	復	日費			3
					2	公	共 土	木旅	<b>起</b> 設	災害	復	日費			3
12 公		債		費									-	1, 239,	811
					1	公			債			費	-	1, 239,	, 811
13 諸	支		出	金											342
					1	普	通	財	産	取	得	費			342
14 子		備		費										20,	, 000
					1	子			備			費		20,	, 000
	方	裁	出			<u>/</u>	}		計				14	4, 462,	, 000

	事	項	期	間	限	度	額
矢板市	中小企業振り	県信用保証協会の 興資金(緊急経営強化 証に対する損失補償	令和6年 令和13 <sup>4</sup>		より生ずる代位 本政策金融公	債務の保 江弁済額か :庫が支払	証を行うことに
矢板市	中小企業振	県信用保証協会の 興資金(創業資金) する損失補償	令和6年 令和13 <sup>4</sup>			債務の保 江弁済額か 津が支払	証を行うことに
		県 信 用 保 証 協 会 の 金(創業資金)利子補給金	令和6年 令和13 <sup>4</sup>		令和6年度の 創業支援資 交付要綱第3	金融資	

to # 0 0 44	1713 tale: #645	+1 # o + \	1d ਰਵ	(単位:十円)
起 債 の 目 的 	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域福祉体制強化事業	31,900	普通貸借	4.0%以内	借入の日から30年以内
はつらつ館運営事業	41,700	又は	(ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資	とし、その他については
)			金について、利率の見直し	借入先融資条件による。
保 育 所 整 備 事 業 	46,000	証券発行	科学の見直し を行った後に おいては、当	ただし、市財政の都合に
新エネルギー利用促進事業	19,300		該見直し後の利率)	より据置期間及び償還期
県 営 土 地 改 良 事 業	900			限を短縮し、又は繰上償
旧 以 .2. ) .2° ) 、	0.000	-		還若しくは低利に借換え   
県単かんがい排水事業	3,000			することができる。
農地耕作条件改善事業	2,500			
道路整備事業	444,200			
河川整備事業	15,000			
公 園 整 備 事 業	4,900			
街路事業	56,800			
消防防災施設整備事業	4,700			
小学校教育施設等整備事業	61,500			
中学校教育施設等整備事業	121,600			
公 民 館 改 修 事 業	62,800			
文 化 会 館 整 備 事 業	18,500			
体育施設整備事業	65,000			
臨時財政対策債	33,000			

介護保険特別会計

#### 議案第2号

#### 令和6年度矢板市介護保険特別会計予算

令和6年度矢板市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,101,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
  - (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月22日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

		款							Į	—— 頁				金	 額
1介	護	保	険		料										718, 417
					,	1介		護	:	保	ß	——— 矣	料		718, 417
2 使	用料	及び	手	数	料										31
						1手				数			料		31
3 国	庫	支	出		金										708, 230
						1国		庫	:	負	<b>‡</b>	旦	金		514, 760
						2 国		庫	:	補	<u> </u>	 功	金		193, 470
4 支	払 基	金	交	付	金										774, 377
					,	1 支	担	, 4	基	金	交	付	金		774, 377
5 県	支		出		金										417, 242
						1 県			負		担		金		395, 531
						2 県			補		助		金		21,711
6 財	産		収		入										69
						1 財	j	産	運		用	収	入		69
7 寄		附			金										1
						1 寄				附			金		1
8 繰		入			金										476, 928
						1 —	船	Ļ	会	計	繰	入	金		476, 928
9 繰		越			金										6, 200
						1 繰				越			金		6, 200
10 諸		収			入										5
						1延	滞	金、	、加	算	金及	び過	料		3
						2 預			金		利		子		1
						3 雑							入		1
		歳		入			 合		Ī	計				3	, 101, 500

歳 出 (単位:千円)

款		項	金額
1 総 務	· 費		81, 027
		1総務管理費	42, 062
		2 徴 収 費	10, 742
		3介護認定審査会費	28, 095
		4趣 旨 普 及 費	128
2 保 険 総	计 費		2, 800, 900
		1介 護 サービス等 諸費	2, 597, 200
		2介護予防サービス等諸費	59, 200
		3 そ の 他 諸 費	2,600
		4高額介護サービス等費	59, 300
		5 高額医療合算介護サービス等費	8,600
		6 特定入所者介護サービス等費	74, 000
3地域支援	量 事 業 費		136, 353
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	45, 854
		2一般介護予防事業費	21, 121
		3 包括的支援事業·任意事業費	69, 188
		4 そ の 他 諸 費	190
4財政安定化	基金拠出金		1
		1財政安定化基金拠出金	1
5基 金 穆	立 金		78, 219
		1基 金 積 立 金	78, 219
6 予 備	費		5,000
		1予 備 費	5,000
歳	出	合 計	3, 101, 500

国民健康保険特別会計

#### 議案第3号

#### 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計予算

令和6年度矢板市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,501,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
  - (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月22日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

	款				項				金額
1国	民 健 康 保	険 税							591, 675
			1 国	民	健康	保 保	険	税	591, 675
2 —	部 負 担	金							4
			1 —	部	負	į	担	金	4
3 使	用料及び手	数料							800
			1手		数	Z		料	800
4 国	庫 支 出	金							1
			1国	庫	補	j j	助	金	1
5 県	支 出	金							2, 608, 246
			1 県		補	助		金	2, 608, 246
6 財	産収	入							42
			1 財	産	運	用	収	入	42
7 寄	附	金							1
			1 寄		陈	ţ		金	1
8 繰	入	金							275, 420
			1 他	会	計	繰	入	金	275, 420
9 繰	越	金							21,000
			1 繰		赵	<u> </u>		金	21,000
10 諸	収	入							4,011
			1延	滞金、	加第	金 及	び過	料	3, 004
			2 預		金	利		子	1
			3 雑					入	1,006
	歳	入	ĺ	<b></b>	計				3, 501, 200

歳 出 (単位:千円)

		款							項					金	額
1 総		務		費											64, 143
					1 7	総	務	÷	管	:	理		費		36, 184
					2 1	徴			税	1			費		27, 614
					3 3	運	営	抠	<b>克</b>	議	Ź	<u></u>	費		345
2 保	険	給	付	費											2, 554, 924
					1 }	寮		養		i	者		費		2, 214, 591
					2 i	高	額	į	療		養		費		326, 757
					3 7	移			送	<u> </u>			費		21
					4	出	産	Ĩ	<b></b>	児	Ī	者	費		10, 005
					5	葬		祭		計	者		費		3, 500
					6 1	傷	病	Ę	F	当	1	者	費		50
3国月	民健康保	険 事	業費納付	金											791, 150
					1	医	療	糸	合	付	1	圭	分		502, 393
					2 7	後其	高	齢	者	支援	爰 金	等	分		219, 844
					3 ;	介	護	糸	内	付	Ś	È	分		68, 913
4 共	同 事	業	拠 出	金											128
					1 =	共	同	事	業	技	処	出	金		128
5 財 i	政 安 定	化 基	金 拠 出	金											1
					1 ,	財政	安	定	化	基金	金 拠	L 出	金		1
6 保	健	事	業	費											51, 989
					1 1	保	健	<u>t</u>	事		業		費		10, 567
					2 !	特 5	建健	康	診	査 等	等 事	業	費		41, 422
7 積		立		金											27, 705
					1 -	基	金	:	積		<u> </u>		金		27, 705
8 諸	支		出	金											6, 160
					1 1	賞 還	金金	及	び	還人	寸 加	算	金		6, 160
9 予		備		費											5, 000
					1	予			備	Ì			費		5, 000
		歳	出			合			計						3, 501, 200

後期高齢者医療特別会計

#### 議案第4号

#### 令和6年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度矢板市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ508,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予 算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1後期高齢者医療保険*		375, 168
	1後期高齢者医療保険料	375, 168
2 使 用 料 及 び 手 数 *		31
	1手 数 料	31
3 繰 入		113, 425
	1一般会計繰入金	113, 425
4 繰 越		3, 177
	1 繰 越 金	3, 177
5 諸 収 フ		16, 699
	1延滞金、加算金及び過料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 030
	3 雑 入	15, 667
歳	合 計	508, 500

歳 出

	款						項						金	額
1 総	務	費												7, 866
			1	総	務	;	徻	宇	}	理		費		5, 071
			2	徴			Ц	Z .				費		2, 795
2後期高齢	令者医療広域連	合納付金												476, 125
			1	後期	高齢	者图	医療	広は	或連	合約	納付	金		476, 125
3後期高	<b>高齢者健診</b>	事 業 費												20, 479
			1	後期	高	齢	者	健	診	事	業	費		20, 479
4 諸	支 出	金												1, 030
			1	償 還	金	及	び	還	付	加	算	金		1, 030
5 予	備	費												3, 000
			1	予			仿	前				費		3, 000
	歳	出		合			計							508, 500

ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計

#### 議案第5号

令和6年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

令和6年度矢板市のハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計の予算は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

		款							項				金	額
1 使	用 料	及	び	手	数	料								9, 431
							1 使		F	Ħ		料		9, 430
							2 手		数	汝		料		1
2 財	產	Ž.		収		入								1
							1 財	産	運	用	収	入		1
3 繰		ŧ	戉			金								2, 167
							1 繰		走	<u>线</u>		金		2, 167
4 諸		Ц	Z			入								1
							1 雑					入		1
		歳			入		合		計					11,600

歳出

	款				項			金	額
1 総	務	費							9, 629
			1 総	務	管	理	費		623
			2 施	設	管	理	費		9, 006
2 積	立	金							1,671
			1 基	金	積	立	金		1,671
3 予	備	費							300
			1 予		備		費		300
	歳	出	合		計				11,600

水 道 事 業 会 計

#### 議案第6号

#### 令和6年度矢板市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度矢板市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 13,000 戸

(2) 年 間 給 水 量 3,445,000 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均給水量 9,438 m³

(4) 主要な建設改良事業 施設整備事業 事業費 422,457千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 才	<b>×道事業収益</b>	865,000 千円
第1項	営業収益	785,738 千円
第2項	営業外収益	79, 259 千円
第3項	特別利益	3 千円
支	出	
第1款 才	×道事業費用	698,000 千円
第1項	営業費用	665,936 千円
第2項	営業外費用	30,444 千円
第3項	特別損失	620 千円
第4項	予備費	1,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額397,000千円は、当年度分損益勘定留保資金332,471千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,165千円及び建設改良積立金29,364千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 130,000 千円 第1項 企業債 100,000 千円 第2項 国庫補助金 1 千円 第3項 負担金 29,997 千円 第4項 出資金 1 千円 1 千円 第5項 固定資産売却代金 支 出 527,000 千円 第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 424,557 千円 第2項 企業債償還金 101,442 千円 第3項 補助金返還金 1 千円 第4項 予備費 1,000 千円

#### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

限度額	起債の方法	利	率	償	還	$\mathcal{O}$	方	法	
			4.0%	6以内	借入の	り日か	ら4	0年	以内と
			利率見直し	し、そ	この他	につ	いてに	は借入	
100,000千円		方式で借り	入れる資金	先の融	增条	件に	よる。	ただ	
	証書借入	について、	利率の見直	し、企	2業財	政そ	の他の	の都合	
		しを行った	と後において	により	据置	期間	及び位	賞還期	
		は、当該見	1直し後の利	限を短	短縮し	、又	は繰_	上償還	
		率)		若しく	は低	利に	借換;	えする	
				ことが	でき	る。			
			4.0% (ただし、 方式で借り について、 しを行った は、当該見	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利	4.0%以内 借入の (ただし、利率見直し し、そ 方式で借り入れる資金 先の隔 について、利率の見直 し、企 しを行った後において により は、当該見直し後の利 限を短率) 若しく	4.0%以内 借入の日か (ただし、利率見直し し、その他 方式で借り入れる資金 先の融資条 について、利率の見直 し、企業財 しを行った後において により据置 は、当該見直し後の利 限を短縮し率) 若しくは低	4.0%以内 借入の日から4 (ただし、利率見直し し、その他につ 方式で借り入れる資金 先の融資条件に について、利率の見直 し、企業財政そ しを行った後において により据置期間 は、当該見直し後の利 限を短縮し、又	4.0%以内 借入の日から40年月 し、その他については 方式で借り入れる資金 先の融資条件による。 について、利率の見直 し、企業財政その他に により据置期間及び代は、当該見直し後の利 限を短縮し、又は繰ぶ 若しくは低利に借換さ	

#### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。

第1款 水道事業費用

第1項 営業費用 及び 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職員給与費

72,091 千円

(2) 交 際 費

10 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の営業助成として、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、公共消火栓維持管理のため8,430千円、市営住宅給水装置維持管理のため871千円、公共下水道事業会計職員庁舎使用のため1,461千円及びGISシステム保守等(下水道分)のための1,085千円である。

(他会計からの負担金)

第10条 水道事業の経費のうち、他の会計からこの会計へ負担を受ける金額は、公 共消火栓設置のため3,500千円及び配水管移設のための12,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、15,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

下 水 道 事 業 会 計

#### 議案第7号

#### 令和6年度矢板市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度矢板市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数 5,600 戸

(2) 年間有収水量 1,435,020 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均有収水量 3,932 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業 管渠建設改良費 186,329 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第1款
 下水道事業収益
 727,900 千円

 第1項
 営業収益
 267,225 千円

 第2項
 営業外収益
 460,672 千円

 第3項
 特別利益
 3 千円

支 出

第1款 下水道事業費用
726,300 千円
第1項 営業費用
686,590 千円
第2項 営業外費用
38,947 千円
第3項 特別損失
163 千円
第4項 予備費
600 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額133,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,096千円、過年度損益勘定留保資金41,772千円、当年度分損益勘定留保資金36,390千円及び未処分利益剰余金27,842千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 賞	資本的収入	293,400 千円
第1項	企業債	99,800千円
第2項	他会計補助金	137, 239 千円
第3項	補助金	51,800 千円
第4項	受益者分担金	1千円
第5項	受益者負担金	4,560 千円
支	出	
第1款 賞	資本的支出	426,500 千円
第1項	建設改良費	189, 262 千円
第2項	企業債償還金	237, 238 千円

#### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

限度額	起債の方法	利	率	償	還	0	方	法	
		4.0%	以内	借入の	日か	ら4	0年月	以内と	
		(ただし、利率見直し	川率見直し	し、その他については借入					
	証書借入	方式で借り入れる資金		先の融	資条	件に	よる。	ただ	
99,800千円 証書作		について、利率の見直		し、企	業財	政そ	の他の	の都合	
		しを行った後	後において	により	据置	期間	及び位	賞還期	
			は、当該見直	直し後の利	限を短	縮し	、又	は繰_	上償還
		率)		若しく	は低	利に	借換ス	えする	
				ことが	でき	る。			
			4.0%。 (ただし、利力式で借り力 について、利しを行った後 は、当該見面	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利	4.0%以内 借入の (ただし、利率見直し し、そ 方式で借り入れる資金 先の融 について、利率の見直 し、企 しを行った後において により は、当該見直し後の利 限を短率) 若しく	4.0%以内 借入の日か (ただし、利率見直し し、その他 方式で借り入れる資金 先の融資条 について、利率の見直 し、企業財 しを行った後において により据置 は、当該見直し後の利 限を短縮し 率) 若しくは低	4.0%以内 借入の日から4 (ただし、利率見直し し、その他につ 方式で借り入れる資金 先の融資条件に について、利率の見直 し、企業財政そ しを行った後において により据置期間 は、当該見直し後の利 限を短縮し、又	4.0%以内 借入の日から40年以 (ただし、利率見直し し、その他についてに 方式で借り入れる資金 先の融資条件による。 について、利率の見直 し、企業財政その他の しを行った後において により据置期間及び代 は、当該見直し後の利 限を短縮し、又は繰 率) 若しくは低利に借換さ	

#### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用、 第2項 営業外費用 及び 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。
  - (1) 職員給与費

57,625 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業経営安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 276,182千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第10条 未処分利益剰余金27,842千円は、次のとおり処分するものと定める。
  - (1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして 27,842 千円

令和6年2月22日提出